

学校感染症における出校停止および登校再開について

学校において予防すべき感染症については「学校感染症」として、学校保健安全法第 18 条・19 条の規定により定められており、出校停止の措置をとります。出校停止の期間中は、医師の指示に従って十分休養してください。また感染予防のため友人等との接触をさけてください。

なお、症状が回復し、登校するときには、下記の様式「学校感染症に関する報告」を提出してください。

《注意事項》

- ・ 下記の様式を医療機関に持参し、記入してもらえる場合は、医療機関にて記入をしてもらってください。
- ・ 医療機関では、記入できないといわれた場合には、下記の内容を医療機関に確認し、保護者で記入をしてください。その際は、医療機関名も記入してください。

《参考》

以下のものに関して、学校 HP に掲載しています。適宜、ご確認ください。

- ・ 「学校において予防すべき感染症と出席(出校)停止期間の基準」
- ・ 「インフルエンザと新型コロナウイルス感染症 出席停止期間の基準」

学校感染症に関する報告

広島工業大学高等学校長 様

1 診断名	_____		
2 発症日（発熱などの症状が出た日）	月	日（	）
3 診断日	月	日（	）
4 解熱日または症状軽快日	月	日（	）
*インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症の場合のみ記入			
5 医師の指示に基づき、	月	日（	）から登校させます。

____年____月____日

医療機関名 _____
医 師 _____

学籍番号 _____ 生徒氏名 _____
保護者氏名 _____